

教育課程実施上の配慮はどのようなことか。

① 個に応じた指導など指導方法の工夫改善

- 児童生徒の発達段階や能力、適性等についての的確な実態把握を行い、個別の指導計画を作成することや、指導の成果について適宜評価を行い、指導の改善に努めることが大切である。

② 重複障害者の指導

- 重複障害者の指導に当たっては、専門的な知識や技能を有する教師間の協力や専門家の指導・助言を求めるなどして、個別の指導計画を作成するとともに指導方法を創意工夫して進めることが大切である。

③ 言語活動の充実

- 各教科等の指導に当たっては、児童生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要であることを示した。その際、児童生徒の言語活動がより適正に行われるようにするためには、学校全体における言語環境を十分に整えることが大切である。

④ 進路指導の充実

- 中学部における進路指導に当たっては、校内の組織体制を整備し、教師相互の連携を図りながら協力して指導に当たること、家庭及び地域や福祉、労働等の関係機関と連携を十分に図ることが大切である。

⑤ 学習活動の工夫

- 児童生徒の学習意欲の向上を重視することから、各教科等の指導に当たっては、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することが大切である。

⑥ 訪問教育の充実

- 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合は、障害の状態や学習環境等に応じた指導方法や指導体制を工夫し、効果的な指導が行われるようにすることが大切である。

⑦ 情報教育の充実

- 各教科等の指導に当たっては、基本的な操作や情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、児童生徒の実態に即した視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を創意工夫し、それらの適切な活用を図ることも大切である。

⑧ 個別の教育支援計画の作成

- 障害のある児童生徒にとって、教育関係者のみならず、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の様々な機関が協力し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて適切な指導と必要な支援を行うために個別の教育支援計画を作成し、学校や家庭、関係機関における支援に生かしていくことが大切である。なお、作成に当たっては、国際生活機能分類（ICF）の考え方（学習指導要領解説自立活編を参照）を参考にすることが有効である。また、個人情報保護に十分留意することが必要である。

⑨ 特別支援教育に関するセンターとしての役割

- 平成18年に学校教育法の一部改正が行われ、第74条において、新たに特別支援学校が小・中学校等の要請に応じて、児童生徒の教育に対する必要な助言・援助を行うよう努めるものとするという規定が設けられ、今回、学習指導要領に新たに示されたものである。
- 小・中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒やその教師等に対する助言・援助を行ったり、保護者等に対する教育相談を行ったりするなど、特別支援教育のセンターとしての役割を果たすこと。その際、他の特別支援学校や小・中学校等との連携を図ることを示した。
- 地域の小・中学校だけではなく、幼稚園、保育所、高等学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒や担当教師等への支援も含まれている。